

法学部で教職課程を履修している
学生のみなさんへ

2017年 1月 25日

教職センター長 佐々木 克巳

「教科に関する科目」の変更について

教職課程修了のために修得が定められている科目のうち、「教科に関する科目」の一部を変更することになりました。文部科学省から、学科のカリキュラムや科目の内容と教職課程の関連性をより強化すべきであるとの指摘に基づき、2017年度からの新カリキュラムの内容も踏まえ、科目を再検討した結果によります。

特に、「教科に関する科目」の必修科目、選択必修科目に変更があり、それに伴い、科目を追加で履修しなければならない可能性があります。

つきましては、下記のとおり、各自で自分の履修状況をご確認のうえ、追加で履修が必要な科目があれば、2017年度以降に履修登録してください。

履修計画の変更が必要になるかもしれませんが、教職課程の質の向上のための措置ですので、どうぞ理解いただきますよう、お願いいたします。

記

- ・対象者：下表に当てはまる教職課程の免許状教科を履修中で、2017年度以降に卒業予定の学生
- ・対象科目と対応方法：下表のとおり、自分の「教科に関する科目」の履修状況を確認し、追加で履修が必要な科目があれば、登録してください。

学科	免許状教科	科目区分	修得条件に変更がある科目
法律	中1種 社会	日本史及び外国史	日本史A 日本史B } 2科目必修
			世界史 もしくは 東洋史A、東洋史B 西洋史A、西洋史B } 4科目 全て
		「法学、政治学」	憲法A（人権） 刑法総論 民法総論 } 3科目必修
		「社会学、経済学」	社会学B 経済学A（分野科目） もしくは 経済学A（基盤科目）*1 経済学B } 2科目
			「哲学、倫理学、 宗教学」
	高1種 地理歴史	日本史	日本史A 日本史B } 2科目必修
外国史		世界史 もしくは 東洋史A、東洋史B 西洋史A、西洋史B } 4科目 全て	

学科	免許状教科	科目区分	修得条件に変更がある科目
法律	高1種 公民	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	憲法A（人権） 刑法総論 民法総論 } 3科目必修
		「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会学B 経済学A（分野科目） } いずれか 1科目
			もしくは 経済学A（基盤科目）*1 経済学B } 2科目
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学A（分野科目）*2 倫理学 心理学A、B もしくは、2017年度に開講される以下の科目 *3 哲学概論（人類文化学科） 倫理学概論（経済学科） 倫理学総論（法律学科） 哲学総論（総合政策学科） } いずれか 1科目		

- *1 分野科目として開講される「経済学A（12723-***）」を履修すれば、単独で「教科に関する科目」の単位に算入されます。
2017年度カリキュラム改正により、共通教育科目のうち、分野科目の一部が「基盤科目」として開講されますが、基盤科目の「経済学A（授業コード：12C08-***）」を修得しても、「経済学B」の修得なしには、「教科に関する科目」の単位には算入されません。
- *2 分野科目として開講される「哲学A（12613-***）」を履修すれば、「教科に関する科目」の単位に算入されます。
2017年度カリキュラム改正により、共通教育科目のうち、分野科目の一部が「基盤科目」として開講されますが、基盤科目の「哲学A（12A01-***）」を修得しても、「教科に関する科目」の単位には算入されません。
- *3 他学科の科目を履修しても、「教科に関する科目」の単位に算入されます。

以上

※履修に関するご質問・ご相談については、教務課までお問い合わせください。

※3月中旬に、これらの変更が反映された「授業科目履修案内：教職課程」を配布予定です。